

質疑書

※質疑書に対象の件名を記載の上、メールにて質疑してください。件名が漏れている場合、案件が特定できないため回答できません。

件名	重要文化財旧鴻池新田会所本屋ほか3棟保存修理工事
----	--------------------------

(質問事項)	(回答)
床下防蟻土壌処理におけるご指定品タケロックは土壌処理用で、木部の防蟻項目がありませんが、木部に対する防蟻処理の必要はありませんか。また、本屋・屋敷蔵には土壌処理項目がありますが、米蔵・道具蔵にはその必要はありませんか。	解体範囲の防蟻・防腐処理はA09リ、木部防腐・防蟻処理のとおりです。 米蔵・道具蔵についても土壌処理は必要です。
図A06特記仕様書鉄骨工事⑪鉄骨製作工場欄に工場グレード評価基準の特定はされていません。製作工場選定に際して考慮しないものと考えて良いでしょうか。	S01鉄骨工事4-11 鉄骨工場グレードM以上になります。
図A05鉄骨仮設工事⑨交通安全管理欄に工事期間中交通誘導員を常時1名以上配置とありますが、工事明細項目には該当するものではありません。作業を行う期間の平日は誘導員常時1名以上配置必要でしょうか。	常駐配置は不要です。搬入車両の往来が多い際は必要に応じての配置になります。
図A33～36の本屋雑工事で屋根・木部・建具・畳の解体とありますが復旧までの期間における部材置き場の範囲や保管方法仕様の記載がありません。既存建屋内の空き範囲を保管場所として使用できるものと考えて良いでしょうか。	使用できます。
図A33瓦葺補修解体26.8㎡とありますが、復旧までの期間の雨養生(波板やシート張りなど)の記載はありません。その期間の仮設雨水対処は工事外と考えて良いでしょうか。	図面の記載から判断していただき必要に応じての雨養生になります。

質 疑 書

※質疑書に対象の件名を記載の上、メールにて質疑してください。件名が漏れている場合、案件が特定できないため回答できません。

件名	重要文化財旧鴻池新田会所本屋ほか3棟保存修理工事
----	--------------------------

(質 問 事 項)

(回 答)

図S28北側下屋コンクリート基礎根切深さは700ミリ以上で構造柱芯から鉄骨芯まで400程度ですので上部建屋仮設支保工、若しくは基礎山留工事が必要と思われませんが図面に記載はありません。又、上部梁接合部も屋根面に近接していますが周辺屋根撤去・復旧の記載はありません。これらは工事外と考えて良いでしょうか。

設計上必要としてませんが、土壌の状態を確認し必要に応じて土留め処理を行ってください。周辺屋根については原則図面のとおりで。

上記北側下屋コンクリート基礎設置後の床仕上復旧の項目が明細・図面ともに見当たりません。詳細ご指示ください。オトコベヤ基礎北側(埋設)についても同様に不明です。

各雑工事の木部補修に図示しています。

工事明細;本鉄骨5に「柱脚保護モルタル1式」とありますが図面記載が見当たりません。埋設RC基礎の柱根巻と考えて良いでしょうか。その場合FLからの高さ、塗厚、仕様などご指示ください。

S-39 Y2w通りの保護モルタルのとおりです。

図A40屋敷蔵の揚屋作業後、図A08e基礎に記載の「礎石のすえなおし、石積みの補修」は工事明細に見当たりませんが今回工事に含まれるものでしょうか。もしくは工事外別途作業予定でしょうか。

公開用内訳書は参考となります。原則図面のとおりで。

工事期間中は施工範囲内に家具備品看板類(作業に支障のあるもの)は無いと考えてよろしいでしょうか。

ありません。